

お客様各位

「約款・規定集」の一部改訂について

当社は、法令諸規則の改正等にともない「約款・規定集」に掲載しております下記約款等を改訂いたしましたのでご案内いたします。

記

○改訂する約款等

名 称	改 訂 日
保護預り約款	2025年4月1日
振替決済口座管理約款	2025年4月1日
株式等振替決済口座管理約款	2025年4月1日
投資信託受益権振替決済口座管理約款	2025年4月1日
外国証券取引口座約款	2025年4月1日
一般債振替決済口座管理約款	2025年4月1日
自動運用買付・換金取扱規定	2025年4月1日
日本MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款	2025年4月1日

○新旧対照表（下線部分が変更箇所です）

「保護預り約款」

新	旧
（お客様への連絡事項） 第9条（現行どおり） 1～4（現行どおり） 2・3（現行どおり） 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（ <u>電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。</u> ）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書	（お客様への連絡事項） 第9条（省略） 1～4（省略） 2・3（省略） 4 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る <u>契約締結時交付書面</u> 2（同左）

「振替決済口座管理約款」

新	旧
<p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) 1・2 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省略) 1・2 (省略) 2～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左)</p>

「株式等振替決済口座管理約款」

新	旧
<p>(お客様への連絡事項) 第 27 条 (現行どおり) 1～3 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項) 第 27 条 (省略) 1～3 (省略) 2～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左)</p>

「投資信託受益権振替決済口座管理約款」

新	旧
<p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 (現行どおり) 1～3 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項) 第 11 条 (省略) 1～3 (省略) 2～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 (同 左)</p>

「外国証券取引口座約款」の改正

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時等交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 37 条 申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時等交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (同 左)</p> <p>2 申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」という。)、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。)に取り次ぐ取引(以下「外国取引」という。)及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」という。)並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」という。)である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。</p> <p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 (同 左)</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに<u>契約締結時交付書面等</u>を送付します。</p> <p>(取引残高報告書の交付)</p> <p>第 37 条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して<u>契約締結時交付書面</u>を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。</p> <p>3 (省 略)</p>

「一般債振替決済口座管理約款」

新	旧
<p>(お客様への連絡事項) 第11条 (現行どおり) 1～3 (現行どおり) 2～4 (現行どおり) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。)については、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時等交付書面</u> 2 当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書</p>	<p>(お客様への連絡事項) 第11条 (省略) 1～3 (省略) 2～4 (省略) 5 当社は、第2項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第2項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 1 個別のデリバティブ取引等に係る<u>契約締結時交付書面</u> 2 (同左)</p>

「自動運用買付・換金取扱規定」

新	旧
<p>(取扱の申込み) 第2条 申込者がこの取扱を希望する時は、<u>所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印、または電磁的方法により必要事項を入力し、これを当社の本店及び支店(以下「扱店」といいます。)</u>に提出または送信し、当社が承認した場合に限りこの取扱を開始出来るものとします。</p>	<p>(取扱の申込み) 第2条 申込者がこの取扱を希望する時は、「<u>証券総合口座申込書</u>」に下記事項を記載のうえ、記名捺印してこれを当社が定める取扱店に提出し、当社が承認した場合に限りこの取扱を開始出来るものとします。 (1) 氏名 (2) <u>買付・換金対象受益権(当社が定めるものに限る。)</u> (3) その他必要事項</p>

「日本MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款」

新	旧
<p>(申込方法) 第2条 契約のお申込は、<u>申込者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印、または電磁的方法により必要事項を入力し、これを当社の本店及び支店(以下「扱店」といいます。)</u>に提出または送信することによって行うものとします。 2 (現行どおり)</p>	<p>(申込方法) 第2条 契約のお申込は、<u>申込者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店及び支店(以下「扱店」といいます。)</u>に提出することによって行うものとします。 2 (省略)</p>

以上